

鳩山町有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳩山町の自主財源の強化、町内商工業者の育成・振興及び生活情報の提供のために、募集した広告(以下「広告」という。)を有料で掲載することに関して必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 鳩山町が管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載スペース料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

(広告の募集等)

第6条 広告の募集は、所管する課において募集期間等を定め広報はとやま、鳩山町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、鳩山町有料広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第 8 条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、鳩山町有料広告掲載決定通知書(様式第 2 号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合で、かつ、第 3 条に規定する広告の掲載基準を満たしているときは、第 4 条の規定による広告掲載の優先順位に基づいて抽選により決定する。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに町長に広告案を提出しなければならない。

(広告掲載スペース料の納入)

第 9 条 広告主は、前条第 1 項に規定する掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載スペース料を一括納入するものとする。

(広告案の審査)

第 10 条 町長は、第 8 条第 3 項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告の作成)

第 11 条 広告主は、前条に規定する審査後(修正を求めた場合は、修正後)に広告を作成するものとする。

(広告主の責任等)

第 12 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が埼玉県屋外広告物条例(昭和 50 年埼玉県条例第 42 号)第 2 条の適用を受ける場合は、同条例の規定する許可を受けなければならない。

(広告代理店への業務委託)

第 13 条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店等に業務委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載スペース料を納入しなかったとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載スペース料の還付)

第 15 条 広告掲載スペース料は還付しない。ただし、鳩山町の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 30 日告示第 95 号)

この告示は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

鳩山町有料広告掲載申込書

年 月 日

鳩山町長 様

住所（所在地）
名称
申込者 代表者職・氏名 ㊟
電話番号
FAX番号
担当者職・氏名

鳩山町有料広告掲載に関する基本要綱を遵守のうえ、下記のとおり申込みます。なお、申込みにあたり、納税状況、経営状況等を確認することについて同意します。

広告媒体

- 冊子類 冊子名（ ）
 車 両 車 種（公用車 ）
 その他 その他（ ）

広告内容

<注意事項>

- ※ 企業・団体等の業務内容等がわかる書類も添付してください。
- ※ 掲載を希望する広告の素案等も併せて添付してください。
- ※ 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。町では一切の責任を負わないことをご了承ください。

様式第2号（第8条関係）

鳩山町有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

鳩山町長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、
下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 決定区分

掲載する

掲載しない

<理由>

2 広告掲載スペース料

金 _____ 円

納付期限 年 月 日

3 その他（掲載条件等）

<注意事項>

広告にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。町では一切の責任を負いません。